

苫小牧市交通安全実施計画

ストップ・ザ・交通事故

～めざせ 安全で安心な 苫小牧～

(平成28年度～平成32年度)

苫小牧市

第1章 苫小牧市交通安全実施計画について	1
1 苫小牧市交通安全実施計画策定の目的	1
2 計画の期間	1
第2章 苫小牧市における交通事故と施策の現況について	2
1 交通安全計画第9次(計画期間平成23年～平成27年)における交通事故発生状況	2
(1) 交通事故発生状況(高速道路を除く)	2
(2) 第一当事者の「年齢階層別」交通事故発生状況	2
2 交通環境の整備	2
(1) 通学路の歩道における安全施設整備	2
(2) 小学校通学路の交通安全対策事業(平成26年度～平成27年度)	3
(3) 交通信号機及び規制標識の設置に関する要望書の提出	3
(4) 北海道及び苫小牧市における信号機の設置状況	3
(5) ゾーン30の設置	4
(6) 交通安全思想の普及徹底	4
3 まとめ	4
※ 1 ゾーン30	5
※ 2 交通安全教育指針	5
第3章 苫小牧市交通安全実施計画の具体的な取り組み	6
1 計画の目標	6
○ 苫小牧市交通安全推進計画における重点施策と目標値の設定	6
2 具体的な施策	7
重点施策1 高齢者及び子どもの安全確保	
I 交通環境の整備	7
(1) 通学路等における安全施設の整備	7
(2) 通学路の交通安全対策事業	7
(3) 通学路等の信号機整備等の推進	7
II 交通安全思想の普及	
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教室	7
(2) 高齢者運転者に対する実践型交通安全教育の推進	8
(3) 関係部局との連携	8
重点施策2 歩行者及び自転車の安全確保	
I 歩行者・自転車等の安全空間確保	9
II 交通安全思想の普及徹底	9
(1) 自転車の安全利用の推進	9
(2) 高校生に対する交通安全教育の推進	9
(3) 道路交通秩序の維持	9
重点施策3 生活道路及び幹線道路における安全確保	
I 生活道路における交通安全対策の推進	10

Ⅱ 踏み切りのない社会を目指して	10
Ⅲ 総合的な駐車対策の推進	10
Ⅳ 交通安全運動の推進	11
Ⅴ 効果的な広報の実施と運転者教育の充実	11

重点施策4 飲酒運転の根絶

Ⅰ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立	11
---------------------	----

第4章 計画の推進体制と管理

Ⅰ 庁内組織の構築	12
Ⅱ 計画の推進体制	12
Ⅲ 計画の進捗管理	12

第1章 苫小牧市交通安全実施計画について

1 苫小牧市交通安全実施計画策定の目的

本計画は、平成29年2月に策定した「苫小牧市交通安全計画(第10次)」に基づき、交通事故から市民を守るため、「人優先」を基本とした交通安全意識の高揚を図るとともに、道路環境及び交通安全施設等の整備を進めるための具体的な施策について、計画的に進めるために策定するものです。

「苫小牧市交通安全計画(第10次)」で掲げた下記の目標を達成するための、各年次ごとの具体的な取り組みを記載しております。

【目 標】

- 交通事故の発生を、確実に減少させる。
- 一般道路における交通事故死者数ゼロを目指すものとする。

2 計画の期間

本計画は、「苫小牧市交通安全計画(第10次)」との整合性を図るため、計画の期間を平成28年度～32年度の5年間とします。

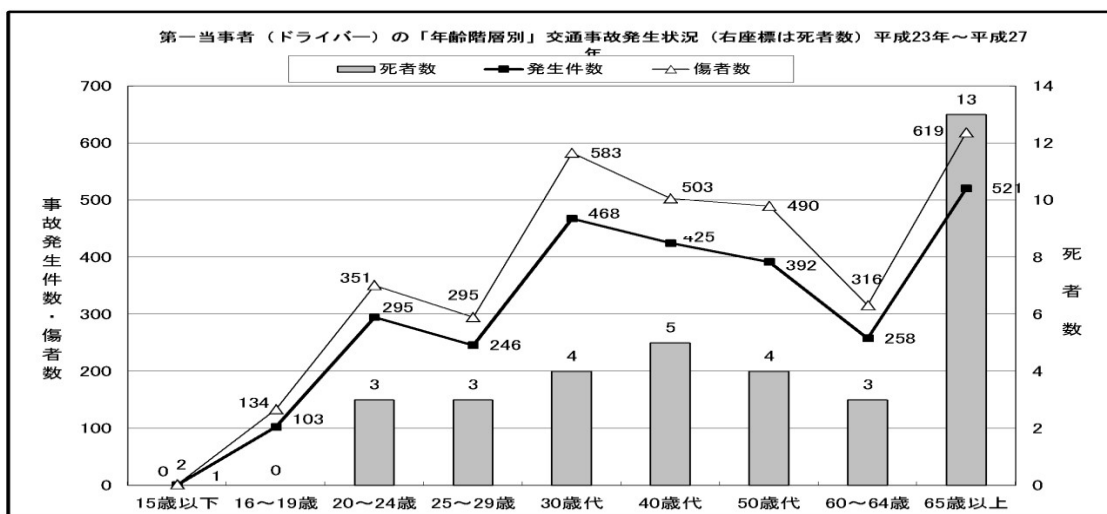
第2章 苫小牧市における交通事故と施策の現況について

1 交通安全計画第9次（計画期間：平成23年～27年）における交通事故発生状況

(1) 交通事故の発生状況（高速道路を除く）

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
発生件数(件)	654	515	538	512	509
死者数(人)	7	6	7	5	8
傷者数(人)	807	633	647	612	606

(2) 第一当事者の「年齢階層別」交通事故発生状況



表で見るとおり、第一当事者の年齢階層別では、計画期間（平成23年度～平成27年度）においては、発生件数、傷者数共に65歳以上が最も多く、次いで30歳代となっています。また死者数についても、65歳以上が最も多くなっています。

2 交通環境の整備

苫小牧市交通安全計画（第9次計画期間：平成23年～27年）における交通安全施策については、苫小牧市交通安全推進委員会をはじめ、交通安全機関・団体等との密接な連携により、期別、地域、職域ごとに交通安全運動を推進し、市民の交通安全意識の高揚と交通安全施設等の整備に努める一方、交通安全運動推進関係者が一体となって年間の交通安全の実施計画に基づき交通安全運動を推進してきました。

(1) 通学路等の歩道における安全施設整備

市内小学校24校の通学路における安全施設の設置状況は次のとおりです。

- ①通学路標識・・・・・・・・・・697箇所
- ②スクールゾーン標識・・・・・・121箇所
- ③カーブミラー設置箇所・・・・109箇所
- ④横断歩道灯・・・・・・・・・・118箇所

またこれらの安全施設については、地域要望に基づく設置又は老朽化、汚損等により更新を行っており、過去5年間における設置、更新の実績は次のとおりです。

カーブミラー、看板などの新設及び横断歩道灯の更新

事業内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
カーブミラー設置	2基	2基	1基	1基	3基
スクールゾーン (大型)看板設置	3基	3基	3基	7基	0基
スクールゾーン (小型)看板設置	30基	13基	9基	11基	9基
横断歩道灯更新	6基	5基	6基	4基	5基

(2) 小学校通学路の交通安全対策事業（平成26年度～平成27年度）

市内10小学校において周辺の交通安全対策を実施しました。

【実施内容】

- ・区画線の改良（外側線を設置し車両の速度抑制）
- ・路面表示（通学路であることをドライバーに知らせる）
- ・標識の設置（通学路であることをドライバーに認識させ、注意喚起を図る）
- ・歩道拡幅（歩道幅員を広げ、児童の安全な空間を確保する）
- ・防護柵の設置（児童への車両衝突を避ける）
- ・視覚的ハンプの設置（視覚的に車両の速度抑制を図る）
- ・物理的ハンプの設置（物理的に車両の速度抑制を図る）

(3) 交通信号機及び規制標識の設置に関する要望書の提出

信号機や規制標識の設置など地域からの要望を取りまとめ、苫小牧警察署を通じて北海道公安委員会に要望書を提出しました。

交通信号機及び規制標識の設置に関する要望

要望内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
信号機関係（矢印・時差・連動・福祉）	47箇所	50箇所	50箇所	51箇所	53箇所
規制標識等（速度・横断歩道・一時停止等）	27箇所	28箇所	28箇所	37箇所	42箇所

(4) 北海道及び苫小牧市における信号機の設置状況

北海道公安委員会には、全道各地から毎年1,000件以上の信号機等の設置要望が提出されていますが、設置状況は下記のとおり、非常に厳しい状況となっています。

信号機や規制標識については、今後も粘り強く要望活動を継続していきます。

公安委員会による信号機設置状況（道警本部調べ）

設置状況	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
北海道	16基	5基	4基	3基	11基
苫小牧市	0基	0基	0基	0基	1基

※苫小牧市の平成27年度分1件は、植苗道の駅前の国道36号線に信号機（感知式）設置。

(5) ゾーン30^{*1}の設置

平成27年12月に、北海道公安委員会が、拓勇地区の拓進小学校、拓勇小学校周辺に、歩行者等を安全に通行させるための生活道路の区域(ゾーン)を定め、外側線の設置や路面表示など道路交通環境を整備し、安全対策施設であるゾーン30を設置しました。

(6) 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育指針^{*2}に基づき関係機関と連携を図りながら、幼児から成人に至るまで、家庭、学校、職場、地域などで心身の発達状況に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を実施しました。

交通安全教室の実施状況（平成23年度から平成27年度までの延べ人数）

団体名・実績		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
幼稚園	回数(回)	121	115	109	108	109
	参加者(人)	9,948	9,655	9,899	9,952	9,441
保育所	回数(回)	160	163	165	171	172
	参加者(人)	13,303	12,301	11,831	12,213	11,944
小学校	回数(回)	2	5	4	3	3
	参加者(人)	44	89	118	108	98
中学校	回数(回)	13	11	11	11	12
	参加者(人)	596	416	503	627	623
町内会	回数(回)	50	43	43	42	38
	参加者(人)	2,202	2,106	1,636	1,810	1,581
母の会	回数(回)	30	31	32	24	23
	参加者(人)	1,112	1,204	1,059	785	734
老人クラブ	回数(回)	376	368	364	359	357
	参加者(人)	27,205	26,551	25,046	28,495	24,421
合計	回数(回)					
	参加者(人)					

3 まとめ

交通安全運動の推進については、これまで単年度ごとに実施計画を作成し、関係機関、関係団体との連携をとりながら4期（春・夏・秋・冬）40日の期別運動、行楽期・輸送繁忙期における2期20日の地域職域運動などの交通安全運動を実施したほか、交通指導員による安全教室の実施など、交通安全思想の普及啓発に努めてきました。

また交通環境の整備については、市民からの要望箇所や交通死亡事故現場における道路診断を行い、道路管理者、警察署と連携しながら、外側線の設置や注意喚起看板、路面表示など道路交通環境の整備を実施してきました。

こうした取り組みを行う中において、交通事故の発生状況は、件数、負傷者数は減少したものの、死者数については目標である3人以下を達成することはできませんでした。

今後においては、交通安全思想の浸透と交通環境の整備とともに、事故発生頻度の高い高齢者ドライバーに対する安全運転技術の向上、身体・判断能力の確認を支援する取り組みを重点的に進める必要があります。

※1 ゾーン30

生活道路における歩行者等の安全な通行の確保を目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、必要に応じその他の安全対策を組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。

※2 交通安全教育指針

地方公共団体、民間団体等が効果的かつ適切に交通安全教育を行えるように、また、都道府県公安委員会が行う交通安全教育の基準とするため、平成10年9月に国家公安委員会が作成したものであり、交通安全教育を行う者の基本的な心がまえのほか、教育を受ける者の年齢、心身の発達段階や通行の態様に応じた体系的な交通安全教育の内容及び方法が示されている。

第3章 苫小牧市交通安全実施計画の具体的な取り組み

1 計画の目標

本市における交通安全計画の基本理念では、「交通事故のない社会を目指して」と、「人優先の交通安全思想」を掲げています。

子どもと高齢者、障がい者等の交通弱者を含むすべての市民が、相互理解と思いやりをもって行動する共生の交通社会の形成を図るため、積極的に交通安全対策を実施し、死傷者数の減少はもちろんのこと、交通事故そのものを減少させることを目標とし、各関係機関や団体との連携を図りながら、より効果的な施策の実施に努めます。

具体的には、警察署など関係機関及び民間団体等との連携に基づく交通安全運動の実施、町内会、交通安全母の会、老人クラブ等の地域団体に対し、市嘱託交通指導員による交通安全教室の開催を通じて、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーが実践されるよう、一人ひとりの交通安全意識の向上に努めます。

また、高齢者人口の増加を見据え、高齢者ドライバーや高齢歩行者に対する効果的な指導を行います。

苫小牧警察署協力のもと、高齢者相互の交通安全意識の高揚を図るため、町内会、老人クラブ等と連携し、各集会や会合など機会あるごとに地域の高齢者を対象に交通安全講話や自動車シミュレーターを活用し、交通事故防止に向けた指導に努めます。

夜間における高齢歩行者の事故防止に向けた取り組みとしては、夜光反射材の効果体験会の開催などを通じて、夜光反射材の普及促進に努めます。

また、自転車の事故防止に向けた取り組みとして、関係行政機関及び民間団体等と協力して、自転車利用者へのルール遵守とマナー向上・自転車の安全利用の推進について周知広報及び啓発運動等を実施し、交通事故のない安全で安心なとまこまいを目指します。

○苫小牧市交通安全実施計画における重点施策と目標値の設定

本計画では、苫小牧市交通安全計画で掲げる4つの重点課題について、それらに対応する施策を重点施策として位置づけ、悲惨な交通事故の減少を目指すとともに、交通事故死者数ゼロを目標に実践してまいります。

平成28年～平成32年までの交通事故死者数目標(高速道路を除く)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年
死者数(人)	7	4	0	0	0

※平成28年度、29年度は計画策定時の実績による。

2 具体的な施策

重点施策1 高齢者及び子どもの安全確保

I 交通環境の整備

(1) 通学路等における安全施設の整備

地域、学校関係からの要望に基づき、通学路等における安全施設の整備を継続して行ってまいります。

【実施内容】

- ①カーブミラーの設置・・・・・・・・年1ヶ所
- ②スクールゾーン(大型)看板設置・・年3ヶ所
- ③スクールゾーン標識設置・・・・・・・・年6ヶ所
- ④横断歩道灯更新・・・・・・・・年5ヶ所

(2) 通学路の交通安全対策事業

通学路における交通安全対策については、周辺の状況にあわせた交通安全環境の整備を図ることとし、地域、学校、関係部局との協議のうえ、次の事業を行うこととします。

【実施内容】

- ・区画線の改良（外側線を設置し車両の速度抑制）
- ・路面表示（通学路であることをドライバーに知らせる）
- ・標識の設置（通学路であることをドライバーに認識させ、注意喚起を図る）
- ・歩道拡幅（歩道幅員を広げ、児童の安全な空間を確保する）
- ・防護柵の設置（児童への車両衝突を避ける）
- ・視覚的ハンプの設置（視覚的に車両の速度抑制を図る）
- ・物理的ハンプの設置（物理的に車両の速度抑制を図る）

(3) 通学路等の信号機整備等の推進

児童・生徒や幼児の通行の安全を確保するため、押ボタン式信号機・歩行者用灯器の整備、横断歩道の設置拡充を目指し、苫小牧警察署を通じ北海道公安委員会へ要望してまいります。

なお平成28年度において、重点要望箇所の青矢印式信号機及び通学路における歩行者用灯器が3箇所設置されたことから、各年度における目標箇所数を3ヶ所とします。

【実施内容】

- ①信号機関係（矢印・時差・連動・福祉）の設置・・・・・・・・年3ヶ所
- ②規制標識等（速度・横断歩道・一時停止・駐車禁止）・・・・・・・・年3ヶ所

II 交通安全思想の普及

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教室の実施

交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）等を活用し、関係機関、団体相互の連携により幼児から高齢者に至るまで、家庭、学校、職場、地域などで心身の発達段階に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。

特に高齢社会が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上とともに、他世代に対しても高齢者を保護、配慮する意識を高める啓発指導の強化を図ることとします。

老人クラブや町内会との連携により、交通安全教室の実施回数を年間360回、参加人数については、年間25,000人を目標に実施します。

交通安全教室の実施

団体名・実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
幼稚園	回数(回)	108	108	108	108	108
	参加者(人)	9,583	9,500	9,500	9,500	9,500
保育所	回数(回)	164	164	164	164	164
	参加者(人)	11,944	12,000	12,000	12,000	12,000
小学校	回数(回)	3	3	3	3	3
	参加者(人)	90	100	100	100	100
中学校	回数(回)	35	35	35	35	35
	参加者(人)	1,304	1,300	1,300	1,300	1,300
母の会	回数(回)	39	50	50	50	50
	参加者(人)	1,435	2,100	2,100	2,100	2,100
町内会 老人クラブ	回数(回)	349	360	360	360	360
	参加者(人)	24,406	25,000	25,000	25,000	25,000

※平成28年度は実績

(2) 高齢運転者に対する実践型交通安全教育の推進

高齢運転者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての行動に及ぼす影響を認識し、気象や交通の状況に応じて安全に道路を通行するための実践的スキルを習得させることを目標とします。

そのために高齢者に対する交通安全指導担当者を養成して指導體制の充実を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室を各町内会館で開催するほか、各種の催しなど多様な機会を活用して、夜光反射材の活用を始めとする交通安全用品の普及を図ります。

交通安全教室の実施

実施内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実践型交通安全教室の開催	6箇所	6箇所	10箇所	10箇所	10箇所
交通安全用品の配布	600個	600個	1,000個	1,000個	1,000個

(3) 関係部局との連携

生徒・児童の路上遊戯による交通事故を防止するため、関係部局と連携し街区公園の整備・改修や児童センターの適正な設置、小・中学校の校庭と体育施設の開放に努めます。

また、通学路における児童・生徒の交通事故防止に向けた地域、教育委員会、関係部署との連携をより一層強化してまいります。

重点施策 2 歩行者及び自転車の安全確保

I 歩行者・自転車等の安全空間の確保

少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保に努めます。

また、クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にし、歩行者・自転車・自動車利用の適切な分離を図ります。

II 交通安全思想の普及徹底

(1) 自転車の安全利用の推進

自転車は本来車両(軽車両)であることから、車両としてのルールへの遵守と交通マナーの実践について理解させ、自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を強化します。

特に自転車利用が始まる期別運動期間中(春・秋)において、自転車利用のルールやマナーについての街頭啓発を集中的に行ないます。

また、近年、自転車が加害者になる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあることから、賠償の支払い原資を担保し被害者の救済の十全を図るため、損害賠償保険等への加入を促進します。

【実施内容】

- ①自転車教室の実施・・・・・・・・・・年40回
- ②春・秋の通学路における街頭啓発・・・・市内3ヶ所 年2回

(2) 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生を対象の交通安全教育については、カリキュラム等の問題がありますが、苫小牧警察署と連携し、自転車及び自動二輪車の必要なルールについて学習する機会の実施に向け検討してまいります。

また、自転車道路整備地区の利用方法についての啓発チラシを市内全高校へ配布します。

【実施内容】

- ①高校生を対象とした交通安全教室の実施・・・・・・・・・・年1回
- ②自転車道路整備地区の利用に関する啓発チラシの配布・・・・6,000枚

(3) 道路交通秩序の維持

交通事故を防止するためには事故の実態等を的確に分析するとともに、死亡事故等の重大事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に対して、重点的な交通指導や取締りを推進する必要があります。

一般道路においては、歩行者及び自転車利用者の事故防止並びに事故多発路線等の事故防止に重点を置き、警察と連携しながら交通指導を効果的に行います。

また、自転車利用者に対しては、無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反に対して積極的に指導取締り等を警察に要請します。

重点施策 3 生活道路及び幹線道路における安全確保

I 生活道路における交通安全対策の推進

生活道路においては、人優先の考えの下「ゾーン30」等の車両速度の抑制、住宅地における通過車両の抑制・排除等の総合的な交通事故対策を推進するとともに、交通事故の多いエリアにおいては、市、地域団体、関係機関が連携し、車両速度の規制など子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保を図ります。

具体的には、事故多発地帯に注意喚起看板を設置するほか、各道路管理者に対し歩道整備やハンプ（路面凸型舗装）などの道路構造で車両速度を抑制し、歩行者や自転車の優先区域を形成するゾーン対策、さらには交差点の改良などによって外周幹線道路の通行を円滑化し、エリア内への通過車両を抑制する外周道路対策の推進を要望します。

また道路標識・標示の整備や信号灯器の改良とLED化、高齢者、障がい者に配慮した視覚障がい者用音響式信号機・バリアフリー対応型信号機の導入を引き続き苫小牧警察署を通じ北海道公安委員会に対して要望してまいります。

【実施内容】

- ①注意喚起看板設置・・・年間約50ヶ所

II 踏切事故のない社会を目指して

道内の踏切事故（鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。）は、踏切道の改良等の安全対策の積極的な推進により長期的には減少傾向にありますが、平成28年11月には苫小牧市内で踏切事故が発生し、2名の方が亡くなっています。踏切事故は、ひとたび発生すると多数の死傷者が出るなど重大な結果をもたらすことから、鉄道事業者と道路管理者の連携により、踏切保安設備の整備を促進します。

【実施内容】

- ①視認性による踏切道の保安設備の確保、

III 総合的な駐車対策の推進

違法駐車は交通事故の原因となるほか、緊急自動車の通行、冬季除雪作業の妨げにもなることから、道路交通の状況や地域特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。

本市では平成11年に行政、関係団体、市民団体、事業者で組織する「苫小牧市違法駐車防止対策協議会」を設置し、中心街、住宅地を中心に違法駐車防止啓発活動を行ってきました。

今後もこうした啓発活動を継続するとともに、常習性のある違法駐車が確認された時には、苫小牧警察署に通報、車両使用者への指導・取締りを要請するなどの防止対策を実施してまいります。

IV 交通安全運動の推進

市民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを身に着けるために、関係機関・団体が連携し市民運動としての交通安全運動を組織的・継続的に実施します。

運動の実施にあたっては、事前に趣旨、期間、重点項目を広く周知することにより、市民参加型・市民本位の運動として展開します。交通安全運動は、高齢者の交通事故防止、飲酒運転の根絶、スピードダウン、シートベルト及びチャイルドシートの全席着用

の徹底、自転車の安全利用の推進、居眠り運転防止、デイ・ライトの推進、違法駐車
の排除などに重点を置き、地域の実情に即した効果的な運動を実施します。

【実施内容】

・新入学（園）児の交通事故防止運動	4月 6日～4月15日
・春の全国交通安全運動	4月 6日～4月15日
・春の行楽期の交通安全運動	4月27日～5月 6日
・シートベルト・チャイルドシートの着用月間	年間随時
・自転車利用者ルールの交通安全啓発	5月 1日～5月31日
・夏の交通安全運動	7月11日～7月20日
・飲酒運転根絶の日	7月13日
・秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日
・秋の輸送繁忙期の交通安全運動	10月11日～10月20日
・冬の交通安全運動	11月11日～11月20日
・交通事故死ゼロの日	4月10日・9月30日
・シートベルト着用率調査	毎月15日
・市民交通安全の日	毎月 1日・15日
・夜光反射材普及運動	年間随時
・街頭啓発（大型店・病院等）	運動期間中

V 効果的な広報の実施と運転者教育の充実

交通安全に関する広報については、新聞、インターネットなどの各種媒体を活用して、交通事故等の実態などを具体的に示し、事故防止につながる実行性のある広報を行うほか、家庭、学校、職場、地域と一体となった、日常生活に密着した広範なキャンペーンを行い、交通安全に対する意識の向上に努めます。

また、運転者、企業や事業所に対しても、関係機関や団体と連携して、交通安全に果たすべき役割と責任を重視した自主的な安全運転管理対策を講ずること、及び冬季における気象や路面状況に応じた運転能力・資質の向上を目指し、関係機関・団体と連携して交通環境に対応した運転者教育の充実を図ります。

【実施内容】

- ①運行危機管理セミナーの開催・・・年1回

重点施策4 飲酒運転の根絶

I 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立

「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」に基づき、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発などの飲酒運転根絶に関する施策を総合的に推進するとともに、関係機関・団体、酒類販売業者、酒類提供飲食店等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という市民の規範意識の確立を図ります。

【実施内容】

- ① 飲酒運転根絶見回り街頭啓発・・・年6回

第4章 計画の推進体制と管理

1 庁内組織の構築

本計画の推進並びに多岐に渡る交通安全施策の継続的な取組み及び情報共有・意見交換の場として、市民生活部、教育委員会、都市建設部、環境衛生部、健康こども部等の関係部局にて庁内組織を構築し、一層の連携強化を図ります。

2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内関係部局との連携を図るとともに、交通安全に関する関係団体や地域活動実践団体をもって組織される苫小牧市交通安全推進委員会において、計画に基づく施策や地域活動を総合的に推進します。

3 計画の進捗管理

苫小牧市交通安全推進委員会において、計画に基づく施策の進捗状況を検証評価するとともに、新たな施策や計画の見直しの必要性についても議論します。